

平成22年度家畜輸出入に関するセミナー

国内外における家畜伝染病の発生状況と 水際検疫の強化について

平成23年3月10日
農林水産省 消費・安全局
動物衛生課 高橋周子

< 本日本話すること >

- I 口蹄疫を巡る最近の状況
 - II 宮崎の口蹄疫発生と防疫措置
 - III 高病原性鳥インフルエンザの発生
 - IV 水際検疫の強化
 - V 今後の改善方向
-

I 口蹄疫を巡る最近の状況

口蹄疫とは？

- 口蹄疫とは、ウイルス（O型、A型など7種類）により、牛・豚などの偶蹄類が感染する伝染病で、**極めて高い感染力**
- 口や蹄に水疱などの症状を示し、成畜の致死率は数%だが、産業動物としての生産性が大きく低下、さらに、子畜では致死率が大
- 家畜伝染病予防法では「法定伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の**届出と殺処分を義務付け**



口蹄疫ウイルス



泡沫性流涎



鼻部水疱



蹄部びらん

➤ 家畜の感染症に関する国際機関であるOIE（国際獣疫事務局）が最も警戒する感染症の1つ

口蹄疫は、

- ・感染力・伝播力が非常に強い
- ・有効な治療法がない

- ・強い感染力（ウイルス10個で感染）
- ・**非常に長い生存期間**（数週間～数ヶ月 ← 他のウイルスでは数時間～数日）
- ・広範な伝播力（人、物、風等を介して）

感染した家畜の摘発・淘汰による処分が、本病の清浄化のための国際的原則

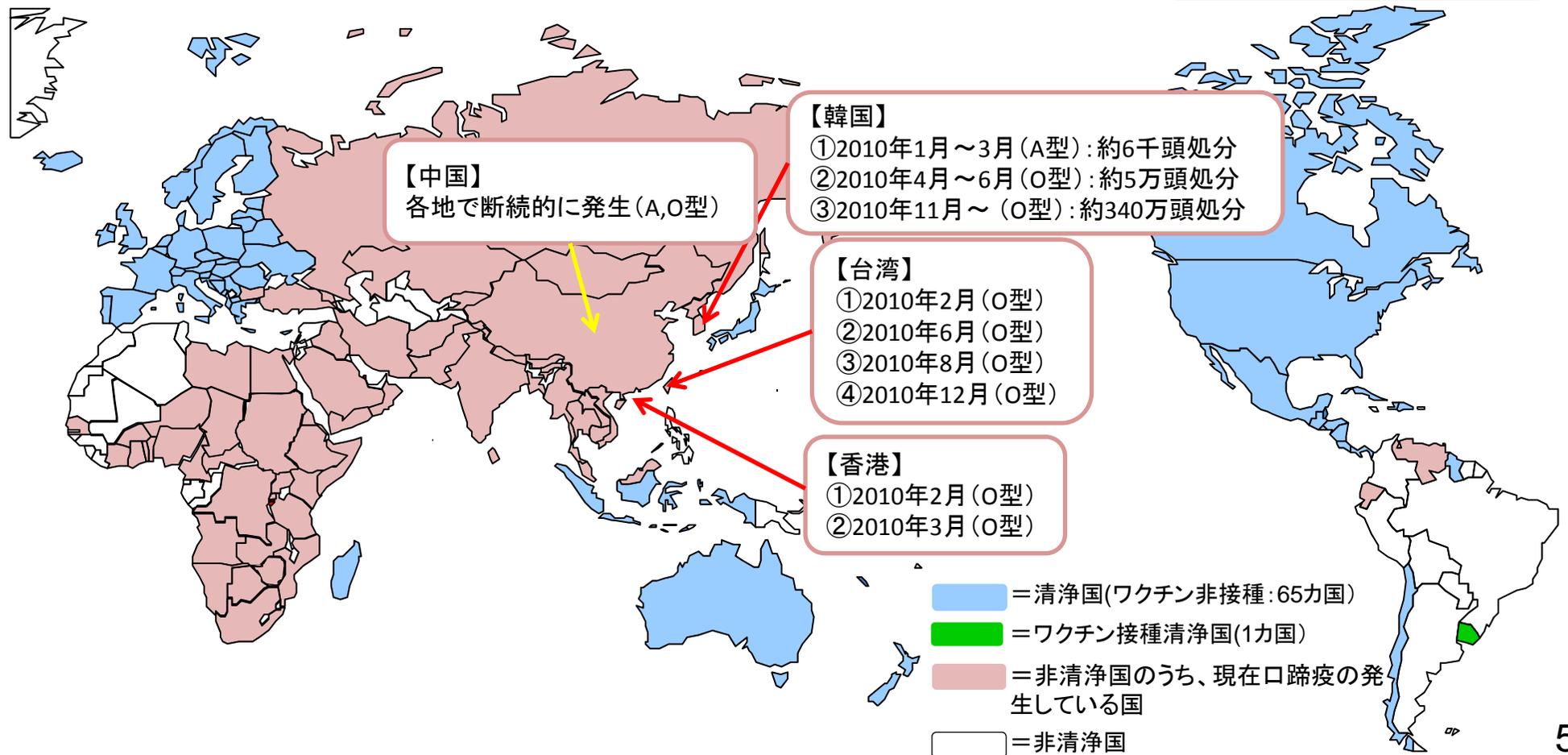
➤ 我が国における過去の発生

① 明治41年（1908年）— 92年ぶり → ② 平成12年（2000年）— 10年ぶり → ③ 平成22年（2010年）

世界における口蹄疫の発生状況

- 近隣アジア諸国を始め、世界各地で発生の報告
- 宮崎での発生は韓国・香港で確認されたものと近縁なウイルス(O型)

2011年3月1日現在

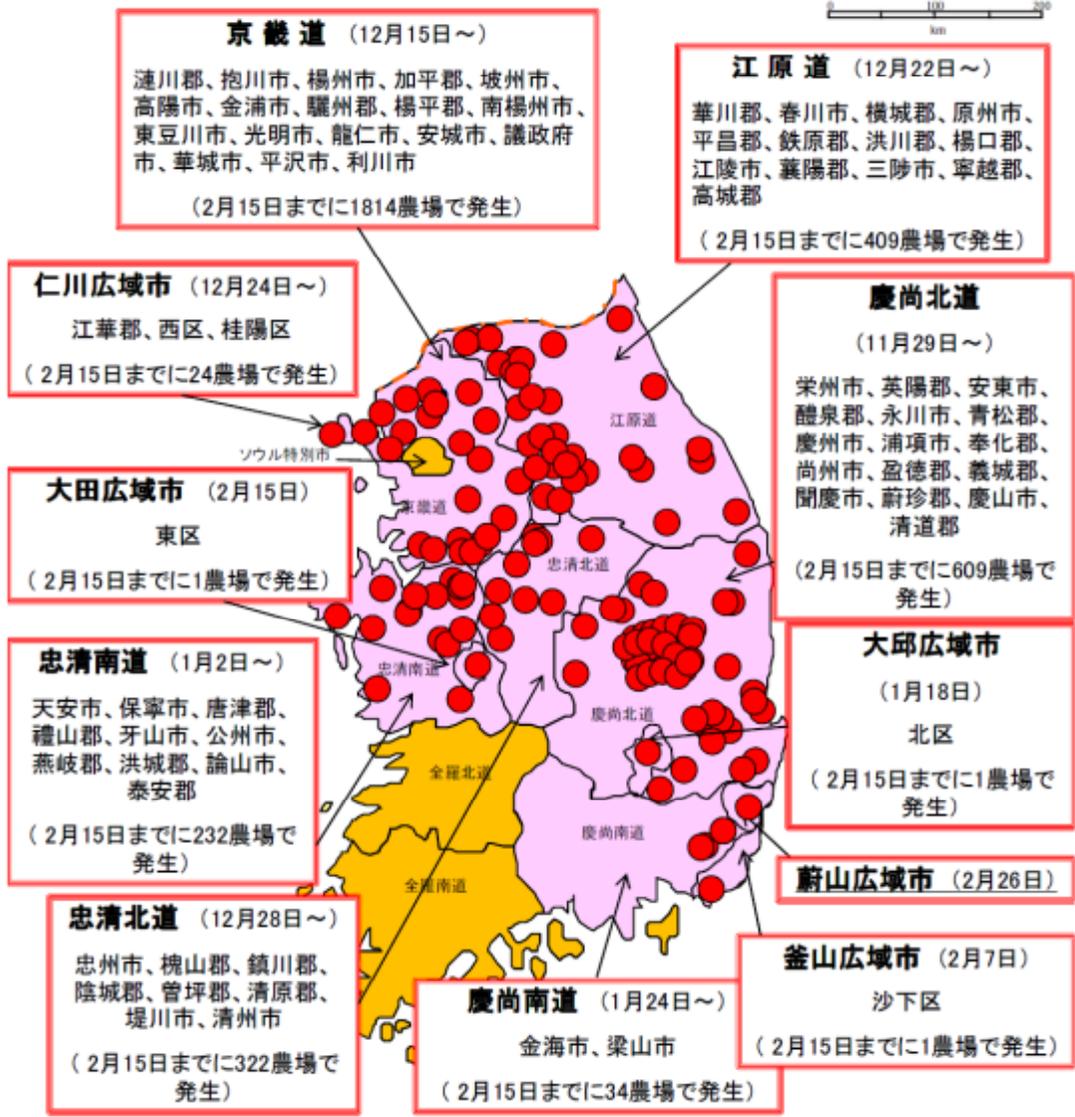


韓国における口蹄疫の発生

- 昨年6月に口蹄疫が発生するも、9月には清浄国に復帰、しかし、11月26日に再び発生
- ウイルスの侵入原因は、海外旅行から帰国した畜産農家か？
- 簡易検査で陰性になったこともあり、発見が遅れ、さらに、飼料運搬車などによって他の地域へ伝播

韓国における口蹄疫の発生状況

(2010年11月29日～、O型)



- 約**3500**農場で感染確認(2月24日まで)
- 農家約6千戸の牛、豚など約**340**万頭が殺処分対象
- 全国のすべての牛と豚を対象にワクチン接種

生産者への情報提供

韓国で口蹄疫が再発しました！ 牛用

みなさんの家畜は大丈夫ですか？

口蹄疫とは…

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

舌の水ぶくれ(初期の症状) 口内のびらん(ただれ) 多量のよだれ(泡沫性)



写真: 宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

- 家畜を日々観察しているのは生産者！
- 生産者が「なるほど！」と思ってくれる情報発信
- 最後の肝は、すぐに連絡してもらえそうな地域のネットワーク作り

II 宮崎の口蹄疫発生と防疫措置

宮崎県における発生及び対応状況

- 昨年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに口蹄疫が発生(292戸、21万頭で発生)
- 各県の獣医師や自衛隊、警察を派遣し、移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大

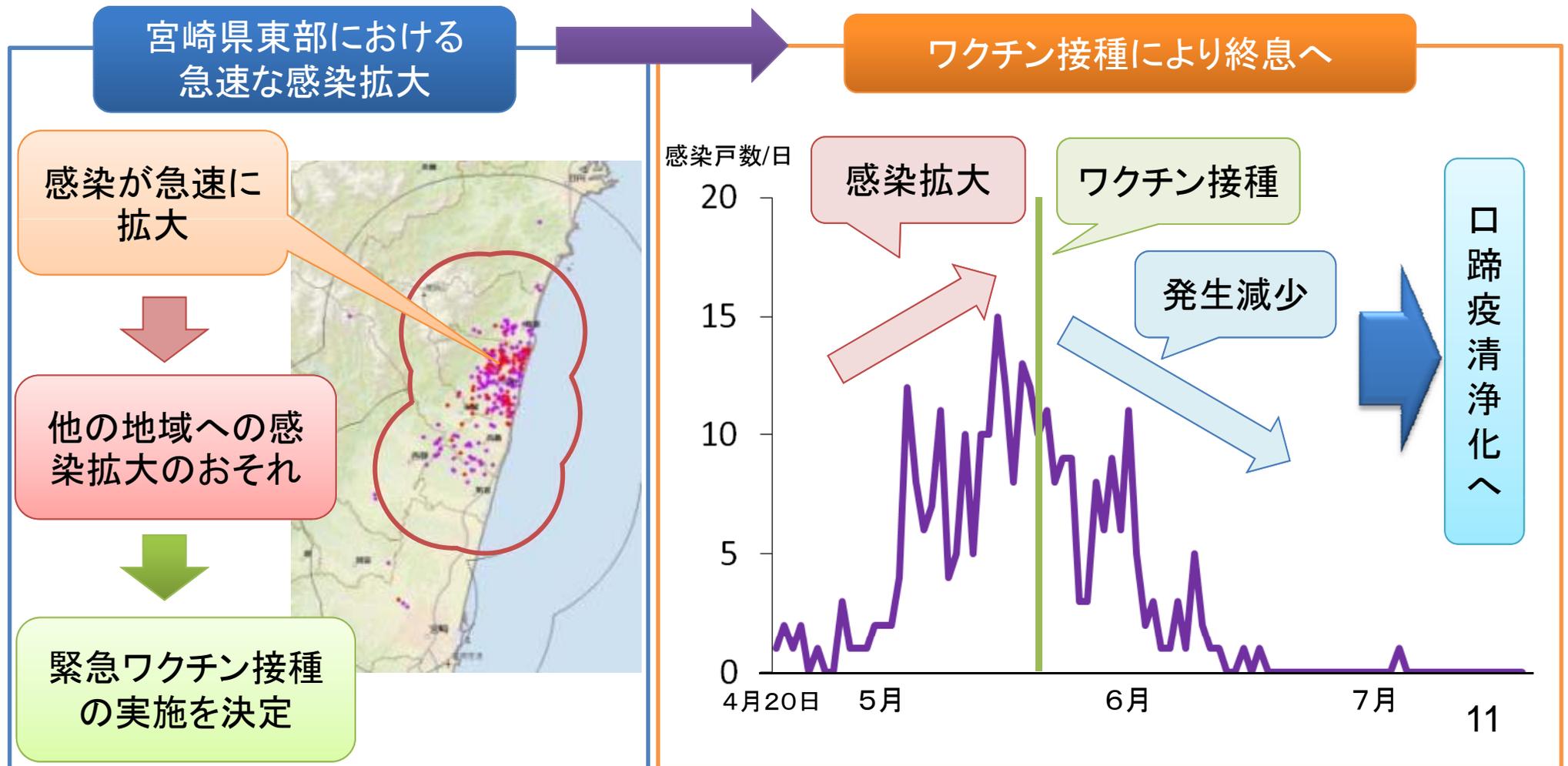


発生からの対応状況

- 4月20日 宮崎県で10年ぶりに口蹄疫が発生
- 5月19日 政府対策本部においてワクチン接種の実施を決定
- 6月4日 口蹄疫対策特別措置法施行
- 7月27日 **移動制限をすべて解除**
- 8月27日 宮崎県が終息宣言
(家畜排せつ物の処理完了)

我が国で初めての緊急ワクチン接種

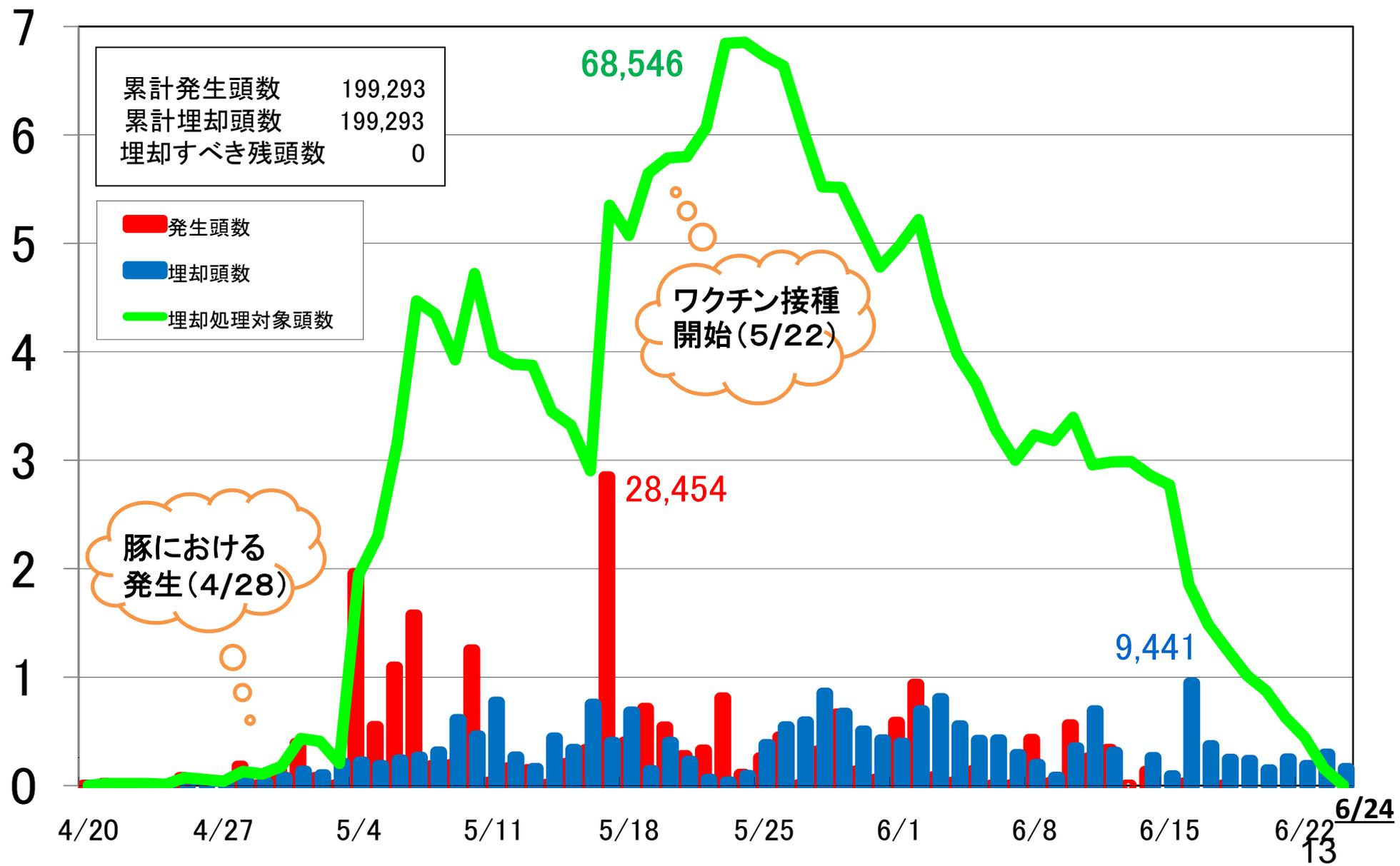
- 急速な感染拡大に対応するため、我が国初のワクチン接種（約7万7千頭）
- 発生が減少し、7月4日以降はなく、7月27日にすべての移動制限を解除



口蹄疫が発生した場合の防疫措置

1. **迅速な殺処分**
2. 死体及び汚染物品は発生地において**焼却、埋却**
又は消毒
3. 家畜及びその死体等の**移動制限**
発生地を中心とした半径10km・・・移動制限区域
半径10～20km・・・・・・・・・・・・・・搬出制限区域
4. 家畜市場等の開催の制限
5. 殺処分と移動制限だけではまん延防止が困難である場合は、**ワクチンの使用**を検討

万頭 (参考) 疑似患畜の埋却頭数及び残頭数の推移



発生農場での防疫作業



発生農場での消毒作業



畜産関係車両の消毒作業



車両消毒への協力のお願い



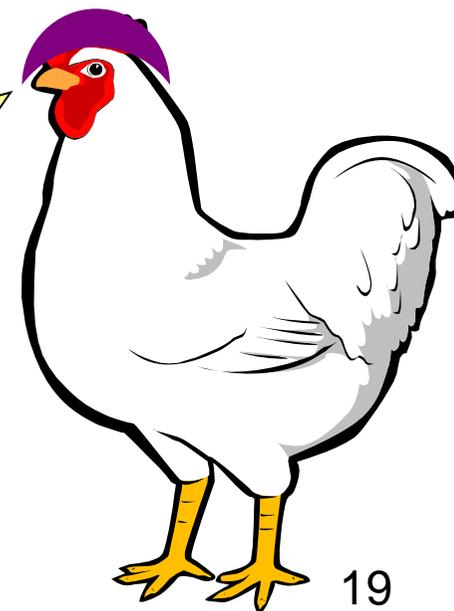
Ⅲ 高病原性鳥インフルエンザの発生

高病原性鳥インフルエンザとは？

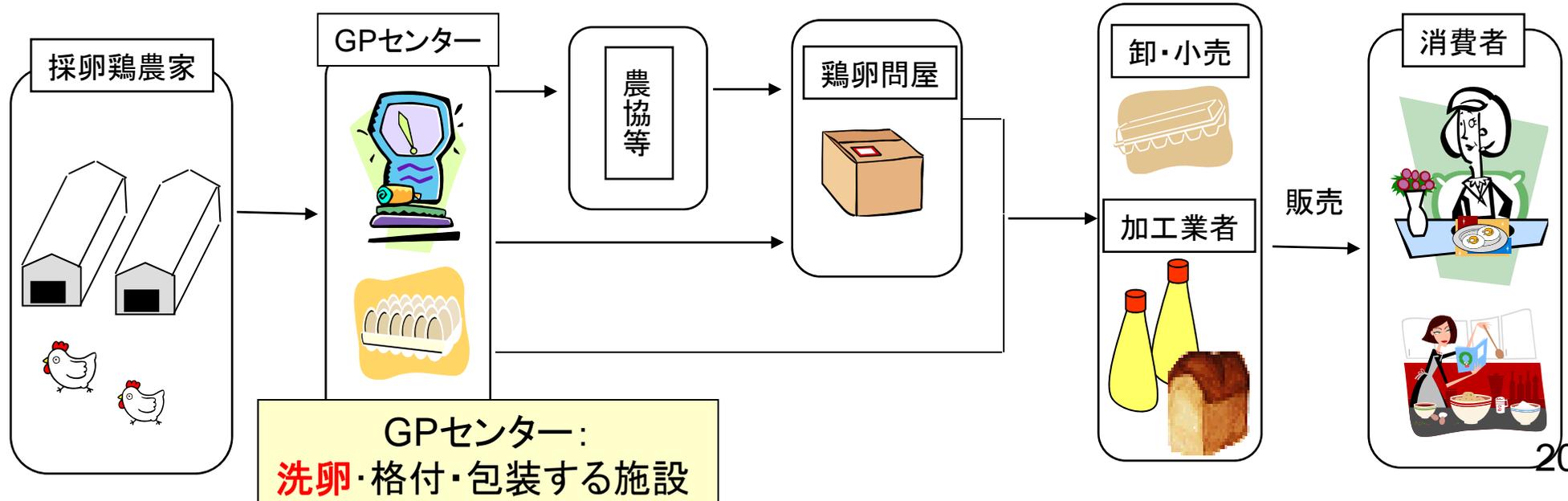
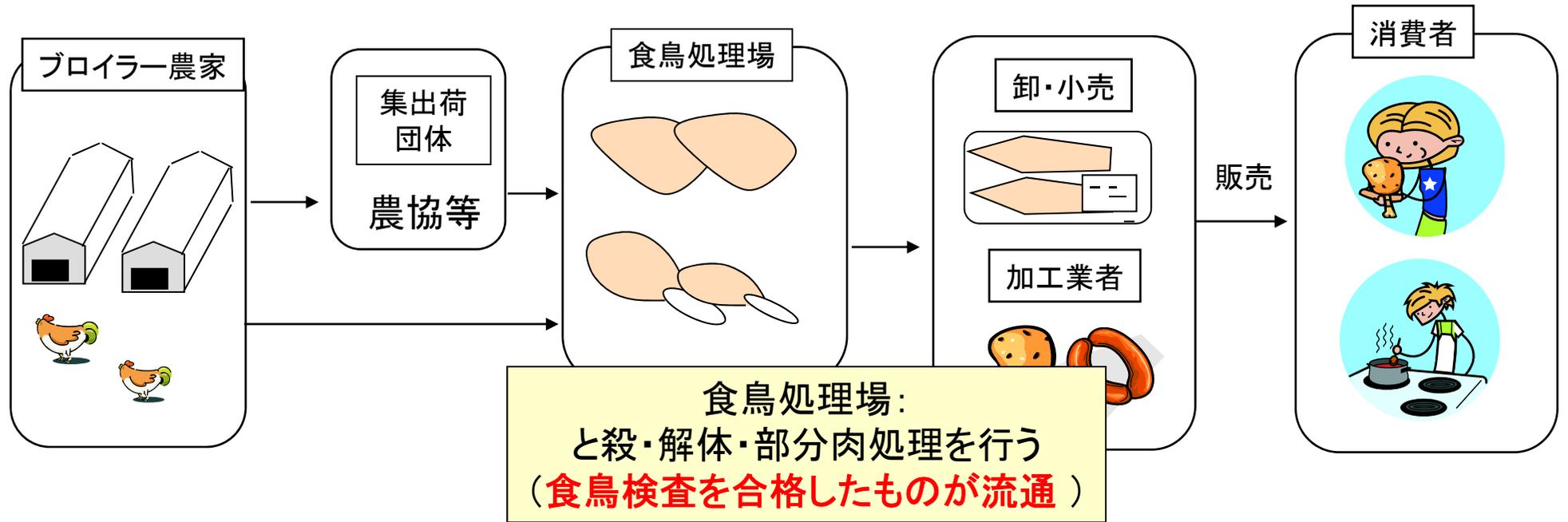
1. 原因(病原体) A型インフルエンザウイルスのうち、H5とH7の亜型
2. 症状 突然の死亡、呼吸器症状、顔面等の浮腫(むくみ)、産卵率の低下等
他の鶏への伝播力が強い
強毒タイプ:呼吸器症状等が見られ、死亡率が極めて高い
弱毒タイプ:死亡率は高くないが、強毒タイプに変異する可能性
3. 診断法 発育卵を用いたウイルス分離検査、血清中の抗体検査、遺伝子検査(PCR)、簡易キットを用いた抗原検査

※H5N1亜型は、特に高い死亡率と強い伝播力を持ち、アジアを始めとして世界各地で発生

- ① 治療法がなく、感染力が強いため、移動制限区域を設定した上で、その農場の家きんの殺処分と畜舎等の消毒によってまん延を防止(ワクチンでは感染を完全に防ぐことはできません)
- ② 家きんの卵や肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません



(参考) 鶏肉・鶏卵の流通



日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況

平成23年3月1日

- : 家きん
- : 家きん以外の鳥類
- : 野鳥

<平成22年>
 12月 富山県高岡市 (動物園のコブハクチョウ)
 <平成23年>
 2月 兵庫県加東市 (公園のコブハクチョウ)
 山口県宇部市 (公園のコクチョウ)

<平成22年> H5N1亜型 (強毒)
 11月 島根県安来市
 (1農場 約2万羽)

<平成23年>H5N1亜型 (強毒)

《大分県》

2月 大分市
(1農場 約1万羽)

《宮崎県》

1月 宮崎市(佐土原町)、
新富町、都農町、川南
町、
延岡市(北川町)、
高鍋町、宮崎市(高岡町)
2月 高千穂町、都農町、
門川町、宮崎市(高岡
町)、
延岡市(北浦町)
(12農場 約99万羽)

《鹿児島県》

1月 出水市
(1農場 約8,600羽)

<平成23年>H5N1亜型 (強毒)

《奈良県》

2月 奈良県五條市
(性状検査実施中)
(1農場 約10万羽)

《和歌山県》

2月 紀の川市
(1農場 約12万羽)

<平成23年>H5N1亜型 (強毒)

《愛知県》

1月 豊橋市
2月 新城市
(2農場 約17万羽)

《三重県》

2月 紀宝町
南伊勢町 (H5亜型判明)
(2農場 約31万羽)

<平成22年>

10月 北海道稚内市(カモの糞)
12月 鳥取県米子市(コハクチョウ)
鹿児島県出水市(ナベヅル)

<平成23年>

1月 福島県郡山市(キンクロハジロ)
島根県松江市(キンクロハジロ)
北海道浜中町(オオハクチョウ等)
兵庫県伊丹市(ホシハジロ・カイツブリ)
福島県郡山市(キンクロハジロ)
高知県仁淀川町(オシドリ)
鳥取県米子市(ユリカモメ・キンクロハジロ)
北海道浜中町(オオハクチョウ)
2月 長崎県長崎市(オシドリ)
北海道浜中町(オオハクチョウ)
山口県宇部市(キンクロハジロ)
福島県福島市(コハクチョウ)
徳島県那賀町(フクロウ)
大分県中津町(オシドリ)
宮崎県諸塚村(カイツブリ)
長崎県諫早市(ハヤブサ)
大分県大分市(オシドリ)
宮崎県宮崎市(ハヤブサ)
鹿児島県出水市(ナベヅル)
栃木県宇都宮市(ハヤブサ)
京都府精華町(ハヤブサ)
大分県大分市(アオサギ)
宮崎県日南市(オシドリ)
宮崎県延岡市(ハヤブサ)
宮崎県宮崎市(オシドリ)
鳥取県大山町(キンクロハジロ)
鳥取県米子市(ホシハジロ、ハヤブサ)
長崎県長崎市(オシドリ)

高病原性鳥インフルエンザの発生状況と輸入制限

〔 = 輸入停止国【59カ国・地域】 〕

《ヨーロッパ》
ロシア H5N1
 感染確認日:2005.7.22
ウクライナ H5N1
 感染確認日:2005.12.6
イタリア H7N3
 感染確認日:2002.10.23
ルーマニア H5N1
 感染確認日:2005.10.11
アルバニア H5N1
 感染確認日:2006.3.9
チェコ H5N1
 感染確認日:2007.6.22
オランダ H7N7
 感染確認日:2006.8.1
 (注)オランダはワクチン接種につき
 2006.3.16以降輸入停止
セルビア・モンテネグロ H5
 感染確認日:2006.4.5
ポルトガル H5N2(弱毒)
 感染確認日:2007.9.19
英国(州単位での輸入停止)
 ノッティンガムシャー州 H5
 感染確認日:2010.5.18
 ノース・ヨークシャー州 H5
 感染確認日:2010.7.28
ドイツ H5N2(弱毒)
 感染確認日:2010.11.11

《アフリカ》
ナイジェリア H5N1
 感染確認日:2006.2.9
南アフリカ H5N2
 感染確認日:2004.8.9
ジンバブエ H5N2
 感染確認日:2005.12.5
エジプト H5N1
 感染確認日:2006.2.21
ニジェール H5N1
 感染確認日:2006.3.1
カメルーン H5N1
 感染確認日:2006.3.14
スーダン H5N1
 感染確認日:2006.4.21
コートジボワール H5N1
 感染確認日:2006.4.27
ブルキナファソ H5N1
 感染確認日:2006.5.31
ジブチ H5N1
 感染確認日:2006.5.31
ガーナ H5N1
 感染確認日:2007.5.7
トーゴ H5N1
 感染確認日:2007.6.26
ベナン H5N1
 感染確認日:2007.12.6

《西アジア》
イラク H5N1
 感染確認日:2006.2.6
イスラエル H5N1
 感染確認日:2006.3.20
ヨルダン H5N1
 感染確認日:2006.3.27
パレスチナ自治区 H5N1
 感染確認日:2006.4.18
クウェート H5N1
 感染確認日:2007.3.1
トルコ H5N1
 感染確認日:2005.10.11
サウジアラビア H5N1
 感染確認日:2007.3.27
アゼルバイジャン H5N1
 感染確認日:2006.3.1
レバノン 弱毒
 感染確認日:2009

《中央アジア》
カザフスタン H5N1
 感染確認日:2005.8.4

《南アジア》
パキスタン
 H7 感染確認日:2004.1.27
 H5N1 感染確認日:2006.2.27
インド H5N1
 感染確認日:2006.2.21
アフガニスタン H5N1
 感染確認日:2006.3.17
バングラデシュ H5N1
 感染確認日:2007.3.27
イラン H5N1
 感染確認日:2008.1.17
ネパール H5N1
 感染確認日:2009.1.19
ブータン H5N1
 感染確認日:2010.2.24

《東アジア》
中国 H5N1 感染確認日:2004.1.27
香港 H5N1 感染確認日:2001.5.18
マカオ H5N1 感染確認日:2001.5.24
台湾 H5N2(弱毒) 感染確認日:2010.1.22
モンゴル H5N1 感染確認日:2005.9.2
北朝鮮 H7 感染確認日:2005.3.15
韓国 H7N7(弱毒) 感染確認日:2010.10.18

日本
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2011.1.24:
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2010.12.2
 清浄性確認日:2010.12.27
 ●H7N6(弱毒)
 感染確認日:2009.2.27
 清浄性確認日:2009.7.19
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2007.1.13
 清浄性確認日:2007.5.8
 ●H5N2(弱毒)
 感染確認日:2005.6.26
 清浄性確認日:2006.7.21
 ●H5N1(強毒)
 感染確認日:2004.1.12
 清浄性確認日:2004.4.13

《南北アメリカ》
カナダ(弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
 マニトバ州 H5N2(弱毒) 感染確認日:2010.11.24
メキシコ(弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
 コアウイラ州他 H5N2(弱毒) 感染確認日:2005.3.31
ドミニカ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日:2007.12.25
ハイチ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日:2008.6.16

《東南アジア》
ベトナム H5N1
 感染確認日:2004.1.9
インドネシア H5N1
 感染確認日:2004.1.25
ラオス H5
 感染確認日:2004.1.27
 (※H5N1 感染確認日:2006.7)
カンボジア H5N1
 感染確認日:2004.1.25
タイ H5N1
 感染確認日:2004.1.22
マレーシア H5N1
 感染確認日:2004.8.5
ミャンマー H5N1
 感染確認日:2006.3.14

2011年1月25日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生状況(2010年末～)

2011年2月28日12時現在

【華城(ファソン)市】
2月13日、種アヒル農家1戸8千羽で発生

【坡州(パジュ)市】
1月20日、採卵鶏農家1戸7千羽で発生

【東豆川(トンドウチョン)市】
2月13日、アヒル・鶏等農家1戸465羽で発生

【楊州(ヤンジュ)市】
1月22日、アヒル農家1戸8千羽で発生

【利川(イチョン)市】
1月15日から2月17日までに、種鶏農家2戸、採卵鶏農家1戸種アヒル農家1戸の計216千羽で発生

【驪州(ヨジュ)郡】
2月26日、採卵鶏農家で発生

【安城(アンソン)市】
1月10日から1月18日までに、アヒル農家(種アヒル農家を含む)4戸の計103千羽で発生

【星州(ソンジュ)市】
1月24日、採卵鶏農家1戸201千羽で発生

【梁山(ヤンサン)市】
2月26日、肉用地鶏農家で発生

【泗川(サチョン)市】
12月31日、マガモ
1月6日、オシドリ

【麗水(ヨス)市】
1月14日、地鶏農家1戸20羽で発生

【和順(ファスン)郡】
1月13日、アヒル農家1戸9千羽で発生

【宝城(ポソン)郡】
1月24日、種アヒル農家1戸14千羽で発生

【長興(チャンフン)郡】
1月13日、アヒル農家1戸20千羽で発生

【海南(ヘナム)郡】
12月28日、トモエガモ

【平沢(ピョンテク)市】
1月27日、種鶏農家1戸、キジ農家1戸の計27千羽で発生
2月9日、ブロイラー農家1戸35千羽で発生

【牙山(アサン)市】
1月8日、採卵鶏農家1戸53千羽で発生

【天安(チョナン)市】
12月31日から1月22日までに、アヒル農家(種アヒル農家を含む)4戸の計51千羽で発生

【瑞山(ソサン)市】
12月10日、ワシミズク

【益山(イクサン)市】
12月31日、種鶏農家1戸17千羽で発生

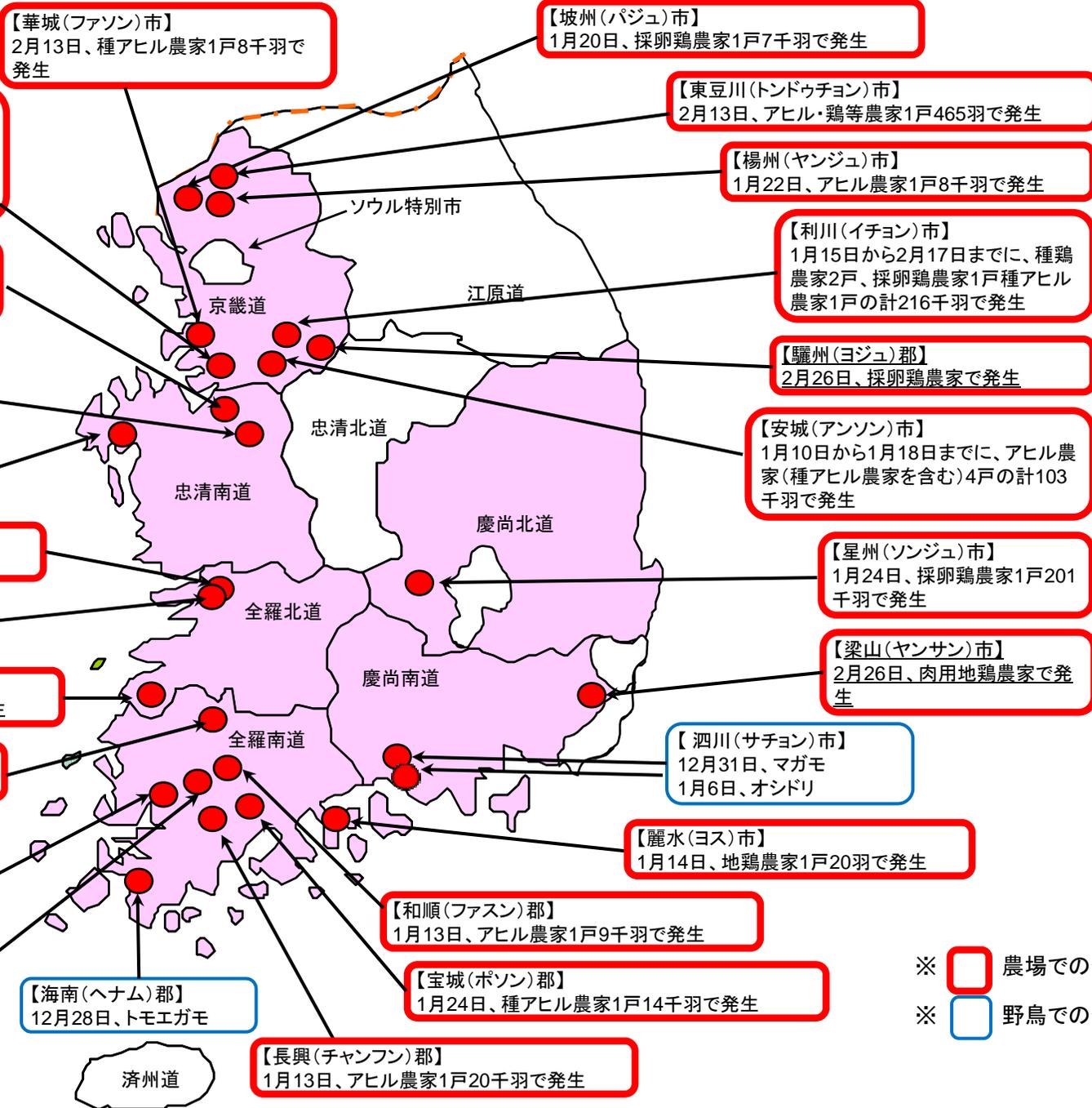
【益山(イクサン)市】
12月7日、マガモ

【高敞(コチャン)郡】
1月25日、ウズラ農家1戸100千羽で発生

【潭陽(タミヤン)郡】
2月26日、肉用アヒル農家で発生

【靈岩(ヨンアム)郡】
1月7日から1月23日までに、アヒル農家(種アヒル農家を含む)9戸の計171千羽で発生

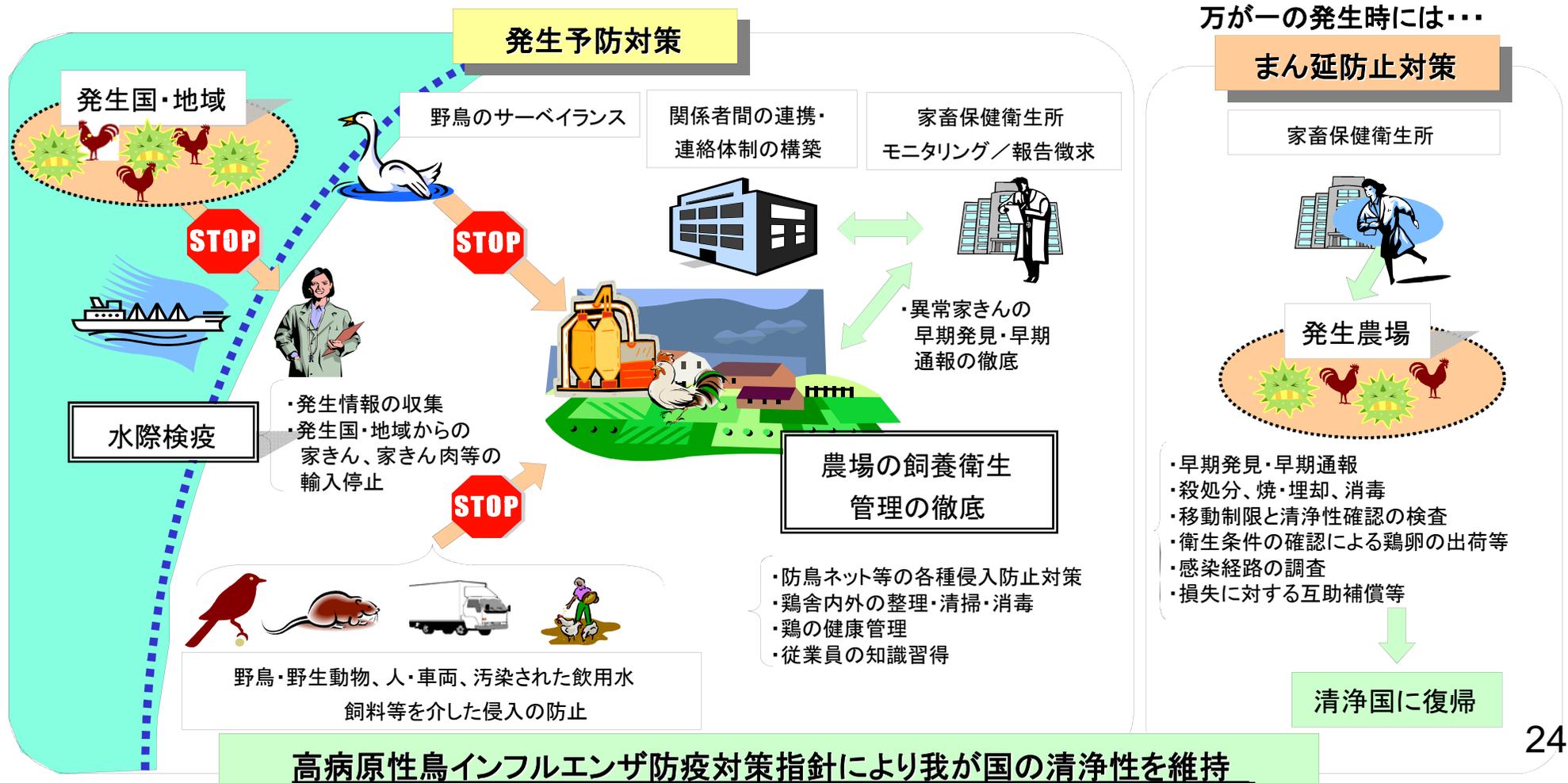
【羅州(ナジュ)市】
1月9日から1月13日までに、アヒル農家(種アヒル農家を含む)7戸、ブロイラー農家1戸の計248千羽で発生



※ 農場での発生
 ※ 野鳥での発生

我が国の高病原性鳥インフルエンザ対策

1. 海外の発生情報の収集と提供、水際検疫の実施
2. 家きんのモニタリング、野鳥のサーベイランスによる監視と異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底
3. 農場の飼養衛生管理(野鳥の侵入防止、消毒等)の徹底による発生の予防
4. 防疫演習などによる危機管理体制の整備
5. 発生時の殺処分、移動制限などのまん延防止対策の迅速な実施



IV 水際検疫の強化

動物検疫の強化

空港における広報・周知活動(アナウンス)

地方空港を含め、空港の出国エリアや航空機内等で、旅客に対するアナウンス

1 出国エリアでのアナウンス

- ① 現在、中国、韓国などのアジア諸国では、家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生しています。
- ② 発生している国からの肉製品の日本への持ち込みは禁止されています。
- ③ また、アメリカのビーフジャーキー、ヨーロッパのハム、ソーセージなどを免税店でお買い求めになった場合でも、日本に持ち込むことはできませんので、ご注意ください。
- ④ また、海外では、家畜を飼育している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。
- ⑤ 帰国時には、海外からの病原体の持ち込みを防止するため、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただけると、ご協力をお願いします。
- ⑥ やむを得ず海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した方やゴルフシューズなど土の付着した靴などをお持ちの方は、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

空港における広報・周知活動(アナウンス)

地方空港を含め、空港の出国エリアや航空機内等で、旅客に対するアナウンス

2 航空機内アナウンス(到着便)

①発生状況、②③肉製品の持ち込み禁止

④肉製品をお持ちの方は、携帯品・別送品申告書に記載の上、動物検疫カウンターで検査を受けてください。

⑤靴底消毒のお知らせ

⑥ 海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した方やゴルフシューズなど土の付着した靴などをお持ちの方は、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

3 到着後の靴底消毒ポイントでの表示

ポスターや立て看板等により、靴底消毒を実施している旨を表示。

あわせて、現在、中国、韓国などのアジア諸国で、家畜の悪性伝染病である口蹄疫や鳥インフルエンザが発生していることを表示。

4 税関審査場(手荷物ピックアップ時)のアナウンス

①②③④⑥ (上述)

空港における広報・周知活動(ポスター等)

- ・旅客ターミナル内でのアナウンスや、電子看板、リーフレット配布等による注意喚起
- ・動物検疫広報ビデオの放映



出発フロアの広報モニター等での注意喚起

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて
**動物の悪性伝染病である口蹄疫、
 鳥インフルエンザ**が発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意！ Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.

NO!

日本到着時に履き物の消毒を行っています。
 海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。
農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の着いた靴をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.
 Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).
 Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。
 農林水産省 動物検疫所
<http://www.maff.go.jp/aqs>

口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県)
 Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki) gref.

リーフレット
 (日本語、英語、
 韓国語、中国語、
 台湾語)

海外へ旅行される皆様へ

現在、中国、東南アジアなどで
鳥インフルエンザ
 が発生しております。これらの国から
 鶏やあひるなどの家きん肉製品や卵
 などを

NO!

**日本へ持ちこむことは、
 できません。**

ご注意!
 鳥インフルエンザが発生している国に旅行された方は、日本到着時に履き物の消毒をお願いします。
 また、飛行機では家さんの肉類や卵類運搬物の立ち入りはお控え下さい。
 詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所 <http://www.maff.go.jp/aqs>

空港における広報・周知活動(注意喚起)

現在口蹄疫が発生している韓国等への渡航者や、入国者への注意喚起

**現在、韓国において
動物の悪性伝染病(口蹄疫)
が発生しています。**

注意!
発生国からの生肉や肉製品(ジャーキー・ソーセージなどを含む)の日本への持ち込みは禁止されています。おみやげとして免税店で購入したものでも、持ち帰ることはできません。

お願い!
 >韓国において、家畜飼養農場等への立入りは避けて下さい
 >やむを得ず農場等に立入られた方は、帰国後少なくとも1週間は、家畜飼養農場等への立入りを避けて下さい
 >農場等を訪問した際に着用した衣類は、十分洗濯を行って下さい



口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気で、人に感染することはありません。仮に感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

農林水産省 動物検疫所 沖縄支所 那覇空港出張所
TEL:098-857-4468 <http://www.maff.go.jp/aqs>

渡航者向けポスター

韓国で口蹄疫が再発しました! 牛用
みなさんの家畜は大丈夫ですか?

口蹄疫とは・・・
牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

舌の水ぶくれ(初期の症状) 口内のびらん(ただれ) 多量のだれ(泡沫性)

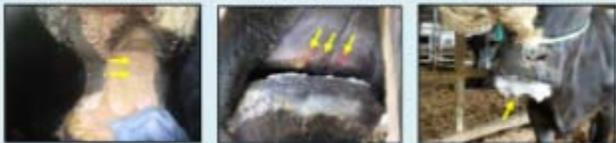


写真 宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとて大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

農家向けリーフレット



空港における広報・周知活動(ポスター等)

- ・税関エリア(入国時)でのポスターや看板設置
- ・動物検疫所職員による巡回・呼びかけ



税関エリアのターンテーブルの看板設置



空港における広報・周知活動(注意喚起)

福岡空港シャトルバス(国内・国際線)



バス車内に、ポスター掲示

空港における靴底消毒

- ・ 国際線の到着する全国の空海港において、すべての入国者に対し靴底消毒を実施
- ・ マットが乾いていないか、職員がチェック
- ・ ポスターやアナウンスにより、靴底消毒に関する表示を強化



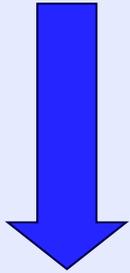
到着エリアの入国審査場エリアや
ボーディングブリッジなど、

すべての旅客が通過する場所に
消毒薬の浸透したマットを設置

中部空港に到着する旅客に対する靴底消毒の流れ

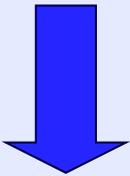
2F

到着

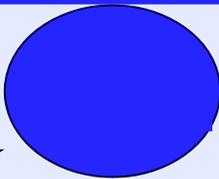
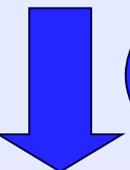


検査エリア手前に表示

検査ブース



入国検査ブース



靴底消毒

(全旅客対象)

※ 消毒マットを踏まなければ、入国審査エリアに向かうことができないように、マットを検査ブース前に設置



検査ブース前(遠景)



検査ブース前(近景)



靴底消毒の表示

空港における靴底消毒

- ・ ゴルフシューズなどの土の付着している靴を携帯している場合は、動物検疫所カウンターに立ち寄っていただくよう、アナウンスや呼びかけ
- ・ 税関エリア内の動物検疫所カウンターで、土のついた靴などの携帯品の消毒を実施。



空港における手荷物検査

- ・ 動物検疫所職員が、入国手続エリア(税関審査場内)を巡回するなど、監視を強化
- ・ 特に出入国者の増加する年末から2月にかけて、アジア便を中心に、検疫探知犬を活用した抜き打ち検査を強化(成田国際空港、関西国際空港)。



動物検疫カウンターでの手荷物検査

畜産物や犬などの動物を持ち込もうとする旅客は、動物検疫所で検査を受けなければならない。



検疫探知犬による検査



港における車両消毒

- ・ 海外からフェリーにより上陸するすべての車両について消毒を実施
- ・ 特に出入国者の増加する年末から2月にかけて、動物検疫所職員が立ち会い、車両の運転者に注意喚起するなどの取組を実施。



フェリーとの接岸部分に消毒用マットを設置。
車両は必ずマットの上を通過



車両のタイヤ周りの
噴霧消毒も実施



OIE (国際獣疫事務局)

- **背景:**ヨーロッパで牛疫の流行、国際協力の必要性
- **設立:** 1924年国際条約、我が国は1930年に加盟,178加盟国
- **組織:**本部パリ、東京にアジア・太平洋地域事務所
- **主な活動:**
 - ① 国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定すること
 - ②世界各国における動物の伝染性疾病の発生状況や科学的知見についての情報を収集・分析・提供すること
 - ③動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を実施すること

これらの事項の技術的な検討のため動物疾病科学委員会、陸生動物衛生規約委員会など各種の専門委員会が、また地域における家畜衛生問題の検討のためアフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東に地域委員会が設置

アジアにおける鳥インフルエンザ 防疫体制強化プログラム

早期通報体制の整備

○アジア各国間の定期会合の開催→**早期通報体制の整備**や防疫状況の情報交換

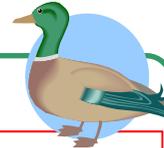
獣医行政組織の能力向上

○アジア各国の担当者の研修の実施→**アジア全体の防疫水準の向上**

伝播ルートの解明

総合サーベイランスの実施

- アジア各国が連携した総合的なサーベイランスの実施
- 新型インフルエンザ早期探知のためのサーベイランス



データベースの構築

- アジア各国が共有できるウイルスデータベースの構築



- ・アジア地域における鳥インフルエンザのまん延防止
- ・新型インフルエンザの早期探知

アジアにおけるSPS関連対策・ 越境性感染症対策総合支援事業

OIE

1. 防疫ロードマップの策定
3. 疾病サーベイランス等の実施
4. 国際的な口蹄疫ウイルス伝搬経路の解明

GF-TADs地域運営
委員会事務局

FMD
AI
CSF
狂犬病

FAO

2. 情報共有体制の推進

IV 今後の改善方向

～ 家畜伝染病予防法の改正 ～

口蹄疫対策検証委員会の報告

- 宮崎県の口蹄疫発生への防疫対応に関して、第三者による検証委員会を設置
- 昨年11月に報告書がとりまとめられ、今後の防疫対応に関する改善方向を提言

今後の改善方向

1. 発生の予防
2. 早期の発見・通報
3. 円滑な初動対応

侵入防止対策の強化

- **水際の検疫措置の強化**（入国者の靴底消毒、車両消毒のさらなる徹底など）
- 都道府県や関係団体への周辺国における発生情報などの提供
- **生産者への注意喚起**の要請（ビジュアルなパンフレットの作成・送付）

農場における衛生管理の徹底

- 口蹄疫に限らず、伝染病の侵入・まん延を防ぐためには、普段の衛生管理の徹底が重要
- 家伝法は、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準（**飼養衛生管理基準**）を策定
- 鶏農場については、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、年に1回、飼養衛生管理基準の遵守状況を調査
- 牛、豚農場に関しても、遵守状況調査を通じて衛生管理の底上げを図るべきだったのでは？

早期の発見・通報

- まん延の防止には、早期発見が極めて重要
- 日々家畜を観察している生産者が強い意識を持つことが大切で、地域全体としても警戒レベルを上げる必要
- すなわち、「まさか口蹄疫ではないよね・・・」ではなく、「もしかしたら口蹄疫かも？」との意識
- 全国の生産者が「なるほど」と思う形での情報提供が行われていたか、また、生産現場へ浸透していたか？

(参考) 現行の飼養衛生管理基準の抜粋

2. 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
5. 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
8. 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
10. 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

防疫措置の準備

- 口蹄疫に関する「防疫指針」は作成されていたが、**ワーストケースが想定**されていたか？
- 迅速に防疫措置を講じるために必要な**演習や訓練**は行われていたか？
- 家畜の埋却処分を想定した**協力体制の構築**や**埋却用地や防疫資材の確保**はなされていたか？
- 畜産の産業規模に見合った人員、特に専門家である獣医師は確保されていたか？
- 専門家が防疫措置の進め方などを助言し、それが確実に実行させるような体制にあったか？

(参考) 現行の家畜伝染病予防法の概要

1. 目的

家畜伝染病の発生予防とまん延防止による畜産の振興

2. 内容

- ・家畜伝染病の発生を予防するため届出、検査等
- ・家畜伝染病のまん延を防止するため**発生時の届出、殺処分**、移動制限等
- ・家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫
- ・**国、都道府県の連携、費用負担**等
- ・家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準(**飼養衛生管理基準**)の制定
- ・生産者の自主的措置

家伝法改正のポイント(その1)

1. 海外からのウイルスの侵入を防ぐため、**水際での検疫措置を強化**（入国者に対する質問と携行品の検査・消毒、航空会社・空港への協力要請）
2. **家畜の所有者は、**
 - ・日頃から**消毒等の衛生対策**を適切に実施
 - ・家畜の飼養・衛生管理の状況を都道府県へ**報告**

家伝法改正のポイント(その2)

3. 一定の症状を示す家畜を発見した場合、獣医師・家畜の所有者は、都道府県へ届出(都道府県は遅滞なく国へ報告)
4. 口蹄疫等の患畜・疑似患畜として殺処分される家畜には特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて全額を補償(現在は評価額の4/5)
5. ただし、通報などの防止措置を怠った者に対しては、補償額を減額、又は交付しない

家伝法改正のポイント(その3)

6. 飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保等についても規定(都道府県は家畜の焼埋却が的確に行われるように指導・助言、勧告、命令)
7. 口蹄疫のまん延を防止するためにやむを得ないときは、まだ感染していない家畜についても殺処分を実施し、国は全額を補償
8. 都道府県は消毒設備を設置でき、通行車両は消毒を受ける

全体のまとめ

- ✓ 悪性の家畜伝染病の発生を未然に防ぐためには、水際の検疫措置の強化と生産段階における日頃のリスク管理措置の徹底が必要
 - ⇒ ただし、**侵入や発生のリスクをゼロにはできない**
- ✓ 侵入した場合には、まずは**早期発見・通報**が重要
- ✓ 次に、防疫措置を迅速に講じることが大切だが、そのためには日頃の備えが大切
- ✓ 家伝法を改正するとともに、**緊急支援チームの整備**や定期的な防疫演習などを着実に推進